

令和 6 年 12 月 26 日

金融庁

企画市場局 市場開示課 御中

特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

理事長 牛島 信

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）
についての CG ネットの意見

令和 6 年 11 月 26 日に御庁から公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）（以下「本改正案」という。）について、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（以下「CG ネット」という。）として、下記のとおり、意見を述べる。

記

上場企業が政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式の金額は、令和 6 年 3 月期に 6,379 億円¹となり、前年同期比で 9 割増えたとされる。しかしながら、御庁が、令和 5 年度の有価証券報告書の開示状況を検討した結果、かかる変更にかかわらず、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっていることが認識されたとのことであり、本改正案は、かかる実態を受けた対応と解されるものである。

政策保有株式については、投資先企業のコーポレート・ガバナンスへの悪影響や投資企業における投資の経済的合理性の乏しさといった懸念が指摘されているところ、実質的に政策保有目的で保有する株式の保有目的を純投資目的に変更して開示したとすれば、投資家に誤解を生じさせ得ることとなる。特に、実質的に政策保有目的で保有する株式であるにもかかわらず、あえて保有目的を純投資目的に変更したような場合には、当該株式は、それを保有する上場企業において、その企業価値向上の観点から、政策保有目的での保有についての合理性を説明することが困難であるものと推測され、かかる誤解は重大な悪影響を生じさせ得るものと考えられることができる。そのため、上記のごとき保有目的の変更は、可及的に防止される必要がある。

この点、本改正案は、「純投資目的」の内容を明確にするとともに、いわゆる持ち合い関係にある株式や、発行者からの売却合意が必要となる株式を「純投資目的」から除外し、また、株式の保有目的について、純投資目的以外の目的から純投資目的への変更については、その変更の理由及び変更後の保有又は売却の方針を明らかにさせるものである。かか

¹ 令和 6 年 7 月 11 日付日本経済新聞朝刊「地銀、政策株を純投資に変更 4 倍 4650 億円を振り替え」

る改正は、実質的に政策保有目的で保有する株式について、保有目的を純投資目的へと変更することの抑止となり得るものと考えられることから、適切なものと評価する。

なお、本改正案に基づく改正がなされた後は、御庁において、保有目的が純投資目的に変更された株式についての開示状況や、その開示内容についての深度ある検証が行われることを要望する。また、その結果を踏まえ、上記のごとき懸念の解消のための政策保有株式の実効ある縮減に向けた、開示の更なる拡充等の必要な措置が講じられることを要望する。

CGネットにおいても、上場会社のコーポレート・ガバナンスの実効性向上を通じた企業価値の向上を目的として、主な会員層である独立社外取締役や監査役に対する啓蒙活動を行っていく所存である。

以上